

「雲仙市認知症高齢者等 個人賠償責任保険」のご案内



○認知症高齢者等個人賠償責任保険とは？

認知症の人が他人に怪我を負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入するものです。

なお、保険料は全額を市が負担します。

○保険の対象になる人

「雲仙市高齢者等SOSオレンジネットワーク事業」に登録された人のうち、在宅生活をしている人。

※介護や障がいの施設に入所している方、グループホームに入居している方、入院している方等は対象になりません。

○加入方法

「雲仙市高齢者等SOSオレンジネットワーク事業」に申請を行い、登録完了後、保険加入申請書をご提出ください。

オレンジネットワーク登録申請書及び個人賠償保険の加入申請書は、福祉事務所 福祉課（千々石）、市役所本庁総合窓口課（吾妻）、お近くの総合支所地域振興課にございます。

○補償内容

【賠償責任補償】…被害者に対し法律上の損害賠償をしなければならなくなったとき。補償金額1事故あたり、最大1億円。

[お問合せ先]

保険内容、制度等については、下記までお問合せください。

雲仙市福祉事務所 福祉課総務高齢班 0957-47-7871